

令和6年12月  
支給分から

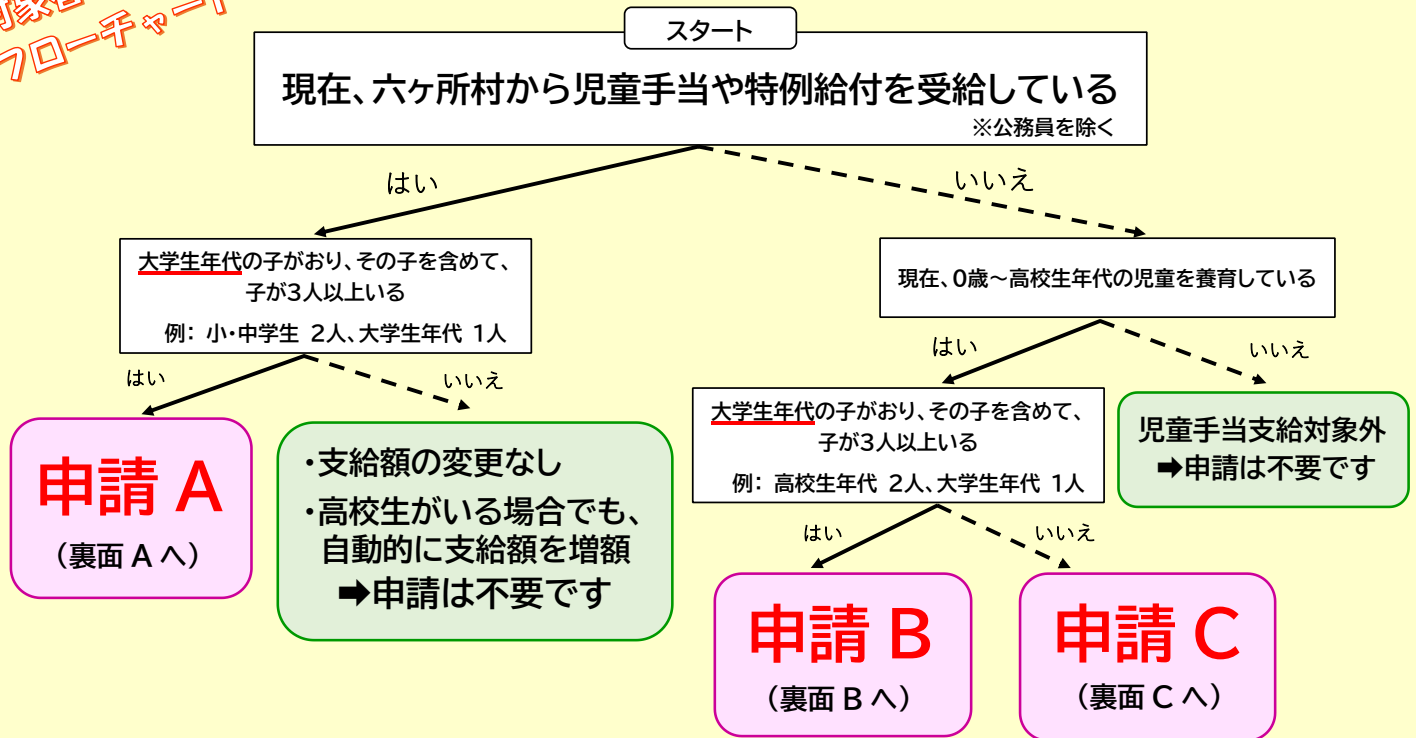
# 児童手当の制度が 一部変更になります

## ◎今回の制度改正で大きく変わること

- 所得制限の撤廃
- 高校生年代(※1)までの支給期間の延長
- 第3子以降の支給月額が3万円  
※親等の経済的負担のある大学生年代(※2)までの子を対象とし、  
上の子から順に第1子、第2子…となります
- 支給月は偶数月(2か月に1回)  
※制度変更後の最初の支給月は令和6年12月です。  
令和6年10月支給分は、制度改正前の手当となります。

新たに対象となる方が新制度の児童手当を受給するためには  
申請が必要となる場合があります！

申請対象者  
確認フローチャート



(※1) 18歳に到達後の最初の3月31日までの間にある児童

(※2) 22歳に到達後の最初の3月31日までの間にある子

申請手続きについては裏面を確認してください

## ●申請手続き・提出書類

**申請が必要な方には、8月下旬に申請書類等を送付いたします。** 内容をご確認の上、必要書類を返信用封筒にて返送またはこども支援課窓口へ直接提出してください。

	児童手当 認定請求書	監護相当・生計費の 負担についての 確認書	別居監護申立書	受給者となる方の 口座番号がわかる ものの写し	受給者となる方の 健康保険証の写し
<b>A</b>	×	○	×	×	×
<b>B</b>	○	○	住民票上、 六ヶ所村に住所がない 児童のみ必要	○	○
<b>C</b>	○	×	住民票上、 六ヶ所村に住所がない 児童のみ必要	○	○

○:必要 ×:不要

## ●申請期限

**令和 6年 10月 31日まで**

**!** 申請漏れ等を防ぐため、**令和 7年 3月 31日まで(必着)**の申請猶予期間を設けております。この期間に申請があった場合は、令和 6年 10月分から遡って支給します。  
ただし、令和 7年 4月 1日以降の申請となった場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

今回の申請の対象と思われる方で、9月中旬までに申請書類等が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

なお、申請について、受給者となる方が公務員の場合は勤務先、住民票が六ヶ所村外にある場合は住民票のある市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

六ヶ所村 こども支援課 子育て支援グループ  
電話 0175-72-8145 FAX 0175-72-2243

